実特法に基づく届出書のご提出に関するお願い

2017 年 1 月 1 日以後、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(「実特法」)に基づき、口座開設等を行うお客さまは、居住地国等を記載した「届出書」のご提出が必要となります。なお、2016 年 12 月 31 日以前に口座開設等をしているお客さまでも、確認のため居住地国等を記載した「届出書」の提出をお願いする場合がございます。

金融機関は、2018 年以降、口座開設等を行うお客様の居住地国が特定の外国である場合、金融口座情報を所轄税務署長に報告することが義務付けられ、各国税務当局との間で情報交換されることとなります。(*1)

【届出書の種類】

届出書	新規届出書	異動届出書
提出者	2017年1月1日以降に新たに口座開設等をするお客さま	届出書を提出した後に、届出書に記載した居住地国に異動があったお客さま
提出時期	口座開設等をする際	居住地国に異動が生じることとなった日から3ケ月を経過する日まで
記載事項	・氏名、住所および生年月日、または名称および本店又は主たる事務所の所在地。(*2) ・居住地国および居住地国が外国である場合は該当居住地国の納税者番号。(*3) ・住所と居住地国が異なる場合の事情の詳細等	・異動後の居住地国等 ・以前提出した届出書に記載した居住地国 ・左記の新規届出書の記載事項

*1 日本から外国に対して情報提供を行うとともに、外国から日本に対し、その国の金融機関等が保有する日本居住者の金融口座情報が提供されております。
*2 上場法人、国・地公公共団体その他の一定の法人以外の法人については、その法人の実質的支配者の居住地国等も記載をお願いいたします。
*3 居住地国が日本である方も、居住地国として「日本」と記載が必要です。(その場合、マイナンバー〈個人番号・法人番号〉の記載は不要です)。

税法上の居住地国とは？

・税法上の居住地国とは、所得税・法人税に相当する税をお客さまが納めるべき国を指します。
(日本の税法上、日本に「住所」があり、または、現在まで引続いて 1 年以上居所を有する場合には、日本の「居住者」に該当し、日本で所得税または法人税を支払っている場合は、日本が居住地国となります。)

手続きに協力しないとどうなるの？

・「届出書」等をご提出いただけない場合や虚偽の記載をされるなど、お手続きにご協力いただけない場合は、お取引をお断りすることがあります。
・また、実特法に基づき、お客さまご自身が罰則の対象となるおそれがあります。
(6 ヶ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金)